

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI…Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**金融情報**

**経営改善貸付（マル経融資）**  
**（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.20% ※12/15現在 別枠：上記利率-0.5%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

**【推薦要件】**

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

**【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】**

- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
- ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）  
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**相談会 資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
  - ・1月9日（火）
  - ・2月6日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
  - ・1月16日（火）
  - ・2月13日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

**相談会**

**年末調整個別相談会のご案内**  
**【事前にご予約をお願い致します。】**

- 日 時：令和6年1月9日（火）・10日（水）  
9:00～12:00 / 13:00～16:00 ※予約は30分単位
- 会 場：新津商工会議所3F
- 対 象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。
- 持ち物：①年末調整の書類一式（税務署より郵送済み）  
②令和5年分所得税源泉徴収簿（ご記入の上、ご持参ください）  
③生命保険料・地震保険料・社会保険（国民年金・介護保険・国民健康保険等）の各控除証明書又は払込金額の確認できるもの  
④給与支払者及び給与受給者の各マイナンバーの番号  
⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名、生年月日、マイナンバーの番号

※混雑を回避するために、30分ごとの予約制にさせていただきます。  
 ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。



**共済制度**

～小規模企業の経営者の皆様へ～

**退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済**

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります！

- 掛金は、全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い  
掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後、増額・減額ができます。



◎加入につきましては新津商工会議所まで（TEL:0250-22-0121）

**ご案内**

**年末年始の当所休日について（12月29日～1月3日）**

当所の年末年始の休日は、12月29日（金）から1月3日（水）までとなります。  
 休日期間中のFAX又はメールによるお問い合わせは、1月4日（木）以降に順次回答させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

電子帳簿保存法

令和5年11月

システム導入が  
難しくても  
大丈夫!!

令和6年1月からの  
電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からはどうすればいいんだろう。**

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性 OK

【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。**

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性 OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。

そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。

(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。**

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)

「人手不足」はこれを満たすんだな。

はい。ほかに、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
  - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合

**電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいの。**

そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

※ 令和4年度税制改正で措置された「有恩措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます

